

別表第1 (懲戒処分関係)

(※以下で「法」とは地方公務員法をいう。)

1	正当な理由なく10日以内の間勤務を書いた教員等	減給又は戒
2	正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を書いた教員等	停職又は減
3	正当な理由なく21日以上の間勤務を書いた教員等	免職又は停
4	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教員等	戒告
5	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした教員等	減給又は戒
6	前項に掲げる教員等のうち、繰り返し虚偽の申請を行うなど常習性が認められる教員等	免職又は停
7	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教員等	減給又は戒
8	前号に掲げる教員等のうち、繰り返し職場を離脱するなど常習性が認められ、公務の運営に重大な支障を生じさせた教員等	免職又は停
9	他の教員等に対する暴行により職場の秩序を乱した教員等	停職又は減
10	他の教員等に対する暴言により職場の秩序を乱した教員等	減給又は戒
11	法第37条第1項前段の規定に違反して、ストライキ等の争議行為を行い、又は職場の活動能率を低下させる怠業的行為をした教員等	減給又は戒
12	法第37条第1項後段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教員等	免職又は停
13	職務上知ることのできた重要な秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教員等	免職又は停
14	その他守秘義務が課されている職務上の事柄について、故意に漏らしたと認められる教員等	減給又は戒
15	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報記録された文書等を収集し、若しくは職務上知り得た個人情報を流出させた教員等	減給又は戒
16	府が入札等により行っ契約の締結に際し、事業者その他の者に談合をそそのかし、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示し、又はその他の方法により入札等の公正を害すべき行為を行った教員等	免職又は停
17	第17条及び第21条第2項に違反して、教育活動に支障を生じた兼業を行った教員等	減給又は戒
18	暴行若しくは脅迫を用い、又は職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教員等	免職又は停
19	相手の意に反することを認識した上で、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙若しくは電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「性的な言動」という)を行った教員等	減給又は戒
20	員等	停職又は減
21	前号に掲げる教員等のうち、相手が強度の心的ストレスの重病による精神疾患に罹患した場合における当該教員等	免職又は停

22	職務に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした教員等	免職
23	児童・生徒にセクシャル・ハラスメントを行った教員等	告
24	前号に掲げる教員のうち、性的な言動を繰り返すなど、常習性が認められる教員等	免職
25	前号に掲げる教員等のうち、相手が強度の心的ストレスの重病による精神疾患に罹患した場合における当該教員等	免職
26	綱紀保持基本条例に違反して利害関係者から金銭、物品等の贈与又は貸与を受けた教員等	減給又は戒
27	前号に掲げる教員のうち、定期的に贈与又は貸与を受けるなど、常習性が認められる教員等	免職又は停
28	綱紀保持基本条例に違反した教員等（前2号に掲げる教員等を除く）	減給又は戒
29	公金又は公物を横領した教員等	免職
30	公金又は公物を窃取した教員等	免職
31	人を欺いて公金又は公物を交付させた教員等	免職
32	公金又は公物を紛失した教員等	戒告
33	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った教員等	戒告
34	故意に職場において公物を損壊した教員等	減給又は戒
35	過失により職場において公物に係る火災を引き起こした教員等	戒告
36	故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与、諸手当等を府政に受給した教員等	停職又は減
37	故意に公金等の不適正な会計処理を行うことにより、現金等を捻出した教員等	免職又は停
38	故意に公金等の不適正な計軽処理を行い、公金等を本来支出すべき目的や用途以外の業務に使用した教員等	停職又は減
39	公金等の不適正な管理又は公金等に関する虚偽の報告を行った教員等	減給又は戒
40	職場のコンピューターをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた教員等	減給又は戒
41	放火をした教員等	免職
42	人を殺した教員等	免職
43	人の身体を傷害した教員等	停職又は減
44	等	減給又は戒
45	故意に他人の物を損壊した教員等	減給又は戒
46	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した教員等	免職又は停
47	他人の財物を窃取した教員等	免職又は停
48	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教員等	免職
49	遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した教員等	減給又は戒

50	人を欺き、又は人を恐喝して財物を交付させた教員等	免職又は停
51	賭博をした教員等	減給又は戒
52	前号に掲げる教員等のうち、常習性が認められる教員等	免職
53	麻薬、覚せい剤等を所持し、又は使用した教員等	免職
54	酩酊して、公共の場所や乗物において、購入に迷惑をかけるような著しく粗野な、又は乱暴な言動をした教員等	減給又は戒
55	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教員等	免職
56	痴漢行為を行った教員等	停職
57	人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で盗撮を行った教員等	停職
58	前2号に掲げる教員等のうち、常習性が認められる教員等	免職
59	員等	免職
60	酒酔い運転をした教員等	免職又は停
61	酒気帯び運転をした教員等	免職又は停
62	酒気帯び運転により人身、物損等の事故を起こした教員等	免職
63	酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知りながら、運転する者に飲酒を勧めた、又は飲酒運転の車に同乗した教員等	免職、停罪給
64	交通事故により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教員等（第60号から第63号までに掲げる教員等を除く。）	免職、停罪給
65	前号の前段のうち、措置義務違反（ひき逃げ、あて逃げ）をした教員等	免職又は停
66	く。）	減給又は戒
67	前号に掲げる教員等のうち、措置義務違反（ひき逃げ、あて逃げ）をした教員等	停職又は減
68	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした教員等（第60号から第63号までに掲げる教員等を除く。）	停職、減給告
69	前号に掲げる教員等のうち、当該交通法規違反が原因となる事故を起こし、措置義務違反（ひき逃げ、あて逃げ）をした教員等	免職又は停
70	教育公務員特例法第18条に違反して政治的行為をした教員等	減給
71	前号に掲げる教員等のうち教育公務員特例法第18条に違反して政治的行為をした教員等	停職
72	前号に掲げる教員等のうち教育公務員特例法第18条に違反して政治的行為をした教員等	免職

別表第2 (分限処分関係)

1	担当すべきものとして割り当てられた職務（以下「担当職務」という。）を遂行してその職責を果たすべきであるにもかかわらず、その実績が不十分な教員等（出勤状況又は勤務状況が不良な教員等を含む。）	免職又は降
2	将来回復の可能性のない、又は病気休職（法第28条第2項第1号に掲げる場合における休職をいう、以下同じ。）の休職期間中には回復の見込みの乏しい長期の療養を要する疾病のため、職務の遂行に支障がある、又はこれに堪えない教員等	免職又は降
3	知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教員（指導力不足教員）	免職
4	簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に起因してその職務の円滑な遂行に支障がある、又は支障が生ずる高度の蓋然性が認められる教員等	免職又は降
5	病気休職の期間が満了するため又は勤務実績不良若しくは適格性欠如の状態が心身の故障に起因することが疑われるため、医師の診断を受けることを命令したにもかかわらず、これに	免職
6	原則として1月以上にわたり行方不明（意図的に継続して無断で欠勤するなど懲戒事由に該当することが明らかな場合又は水難、火災その他の災害によることが明らかな場合を除	免職

別表第3

1	人事評価において、2年連続最低ランクの評価となるなど、勤務実績が著しく悪い教員等
2	初歩的な業務上のミスを繰り返し、又は業務の成果若しくは処理数が教員等の一般的な水準に比べて著しく劣る教員等
3	所定の業務の処理手続を無視し、又は上司への報告、相談等を怠るなどして、独断で業務を行う教員等
4	業務を一人で処理することができず、常に上司、他の教員等の支援を要する教員等
5	所定の業務に係る処理の期限を守らず、又は正当な理由なくその業務を行わない教員等
6	正当な理由なく、上司の指導又は職務命令に従わない教員等
7	勤務時間中、頻繁に無断で自席を離れ、又は業務に関係しない電話、電子メール又はインターネットに興じるなどして職務に専念しない教員等
8	事前に年次休暇等を申請せずに欠勤を繰り返し、業務に著しい支障を及ぼす教員等
9	員等
10	勤務実績不良等が認められる教員等（第1号から第9号に掲げる教員等を除く）

別表第4

1	2年間の病気休職の期間が満了するにもかかわらず、病状が回復せず、今後も職務の遂行に支障がある教員等
2	病気休職中であるが、今後回復して就労が可能となる見込みがない教員等
3	病気休職から復職後、1年以内に再度の病気休職（心身の故障の内容が明らかに異なる場合を除く。）となり、休職期間が通算して3年に至るにもかかわらず、病状が回復せず、今後も職務の遂行に支障がある教員等

別表第5

1	教える内容に誤りがあったり、児童・生徒の質問に正確に答え得ることができない等、教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない教員
2	ほとんど授業内容を板書するだけで、児童・生徒の質問を受け付けられない等、指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない教員
3	児童・生徒の意見を全く聞かず、対話もしないなど、児童・生徒とのコミュニケーションをとろうとしない等、児童・生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない教員

別表第6

1	上司や他の教員等に対する暴力、暴言、ひぼう又は中傷を繰り返す教員等
2	協調性に欠け、上司や他の教員ともめごとを繰り返す教員等
3	粗暴な言動により府民ともめごとを繰り返す教員等
4	受診命令書を交付して再三にわたり指定する医師2名の診察を受けることを命令したにもかかわらず、これに従わない教員等
5	1月以上にわたり、行方不明となっている教員等
6	公務員に必要な適格性に疑問を抱かせるような問題行動を繰り返す教員等